

県建設工事入札参加者の皆様へ

県発注の公共工事に係る不適切な慣行等への対応について

平素は、本県県土整備行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、有田川水系における公共工事を巡り、工事請負業者が恐喝され容疑者が逮捕されるという事件が発生しました。

県では、公共工事に伴う濁水による内水面での漁業被害については、工事着手前に損害の発生を確実に予測することが困難であるので、事前の補償は行わないことを再確認しました。

つきましては、公共工事の施工に当たって建設業者が漁協からの事前の金品の要求には応じる必要がないので、ご承知方よろしくお願いいたします。

また、不当要求行為等への対応については、共通特記仕様書において、「請負者は、暴力団等から不当要求行為等（不当要求・工事妨害等）を受けた場合は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、所轄の警察署に報告しなければならない」とされています。

今後とも、あらゆる不当要求行為等に対しては、毅然と対応し、万一、不当要求行為等を受けた場合は発注機関等へ報告いただくよう、ご承知重ねてお願いいたします。